

東京都緩和ケア地域移行モデル事業に係る業務委託要件（抜粋）

1 診療機能

(1) 緩和ケアの提供体制

- ア 病棟ラウンド及びカンファレンス等により、苦痛のスクリーニング及び症状緩和に努めること。なお、必要に応じ主治医や病棟看護師等の参加を求めること。
- イ 身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師は、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診等に参加し、適切な助言を行うこと。また、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師に関しても、必要に応じてがん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加することが望ましい。
- ウ 緩和ケアに従事する看護師は、苦痛のスクリーニングの支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施すること。
- エ 緩和ケア病棟またはそれに準じた病床を確保するとともに、必要に応じて一般病床も利用した緩和ケアの提供を行うこと。なお、ここでいう「それに準じた病床」とは、令和2年3月5日保医発0305第2号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」における緩和ケア病棟入院料1または2の施設基準に準じた病床を指すこととし、病床機能について事前に東京都へ協議すること。
- オ 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のスクリーニング結果など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩和ケアの提供体制の改善を図ること。
- カ 院内外のがん患者に対し、緩和ケアを提供する外来を実施すること。なお、「緩和ケアを提供する外来」とは、医師による全人的かつ専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来を指すものであり、疼痛のみに対応する外来や、診療する曜日等が定まっていない外来は含まない。また、外来においては、緩和ケアの提供のみならず、がん患者を在宅やかかりつけ医につなぐ役割も担うこと。なお、本外来には、緩和ケアの専門医・認定医を配置することが望ましい。
- キ がん患者の疼痛等緩和するため、複数の医療用麻薬及び剤形を整備すること。

(2) 病病連携・病診連携の協力体制

院内に医療ソーシャルワーカー（MSW）、退院支援看護師等を配置すると

ともに、ICTの活用等の効果的な連携手法を検討・活用のうえ、以下のとおり病病連携、病診連携を図ること。

ア 拠点病院等から紹介されたがん患者の受け入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じて、紹介元へがん患者の返送を行うこと。なお、がん患者を受け入れる際、必要に応じて拠点病院等が実施する医療従事者等とのカンファレンスに医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー（MSW）等の関係職種が出席し、連携を図ること。

イ その他、在宅移行が必要ながん患者を積極的に受け入れること。

ウ がん患者の受入れや紹介を行う際には、紹介の目的、主治医の役割分担及び患者の治療に対する意向等の情報について紹介元と紹介先が共有する体制を取ること。

エ 患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。

オ 地域連携時は、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。

カ 緊急時のための病床を確保し、在宅へ移行した患者の緊急入院体制を確保すること。なお、自院で緊急時の対応が困難な場合は、他院と連携し、体制を確保することも可能とするが、その場合、事前に体制について東京都へ協議すること。

キ がん患者の希望や必要性に応じて、レスパイトケアを提供すること。

ク 退院支援に当たっては、主治医並びに緩和ケアに携わる医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー（MSW）等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、地域の在宅診療に携わる医療・介護従事者（訪問看護師、薬剤師、栄養士、心理職、介護職、リハビリ職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、社会福祉士等）と退院前カンファレンスを実施すること。また、必要に応じて、在宅での生活に必要なリハビリテーション等の訓練を実施すること。

2 診療従事者

(1) 医師

ア 当該施設において対応可能ながんについて、専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

イ 専任の身体症状の緩和に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。
なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

ウ 精神症状の緩和に携わる常勤の医師を1人以上配置することが望まし

い。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。

(2) 医師以外の診療従事者

ア 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。

イ 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

ウ 地域連携、退院支援を担う医療ソーシャルワーカー（MSW）、退院支援看護師等を配置すること。

(3) その他

ア 本事業の取組については定期カンファレンス等において共有し、必要に応じて年度内に評価改善を行うこと。

イ 本事業の取組による効果及び今後の課題を、定期カンファレンス等により検討し、都に報告すること。

3 研修

がん医療に携わる医師・歯科医師は、拠点病院等が実施する「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成29年12月1日付健発1201第2号厚生労働省健康局長通知）に準拠した、がん等の診療に携わる医師・歯科医師を対象とした緩和ケアに関する研修に参加すること。また、これらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者についても積極的な参加を促すこと。